

聖籠町児童館設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十号

聖籠町児童館設置条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町児童館設置条例施行規則（平成十七年聖籠町規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町立児童館設置条例施行規則

第四条中「午前九時十五分から午後六時まで」を「午前十時から午後五時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。